

JIS

家庭用電子機器の安全性

JIS C 6065 : 1998

平成10年10月20日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づいて、日本工業標準調査会の審議を経て、通商産業大臣が制定した日本工業規格である。

JIS C 6065には、次に示す附属書がある。

附属書A 電源に接続して使用する防まつ電子機器に関する要求事項

附属書B レーザ放射量の階級分類測定に関する測定器の仕様例

主務大臣：通商産業大臣 制定：平成 10.10.20

官報公示：平成 10.10.20

原案作成協力者：社団法人 日本電子機械工業会

審議部会：日本工業標準調査会 電子部会（部会長 神谷 武志）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部情報電気規格課（☎ 100-8921 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

家庭用電子機器の安全性

C 6065 : 1998

Audio, video and similar electronic
apparatus—Safety requirements

序文 この規格は、1985年に第5版として発行されたIEC 60065, Audio, video and similar electronic apparatus—Safety requirements並びにAmendment 1 (1987), Amendment 2 (1989) 及びAmendment 3 (1992) を元に作成した日本工業規格であるが、我が国の国内事情に合わせて規定内容を変更したほか、対応国際規格には規定されていない規定項目及び規定内容を日本工業規格として追加している。ただし、追補 (Amendment) については、編集し、一体とした。

なお、IEC規格番号は、1997年1月1日から実施のIEC規格新番号体系によるものであり、これより前に発行された規格についても、規格番号に60000を加えた番号に切り替えた。これは、番号だけの切替えであり、内容は同一である。また、この規格で点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格にはない事項又は変更した事項である。

家庭用及びこれに類する用途の電子機器の安全要求事項

1. 適用範囲

1.1 この規格は、家庭又は同等の屋内で使用する次の機器であって、主電源に直接若しくは間接に接続する機器に適用する。ただし、水滴又は水まつ (沫) のかかる場所で使用する機器を除く。

- 音声又は映像無線受信機；
- 増幅器；
- 負荷変換器及び信号変換器；
- ラジオ付レコードプレーヤ、テープレコーダなどモータ駆動機器であって、上に述べたいずれかの機器又はその組合せによって使用できる機器；
- アンテナ増幅器、電源装置、有線式遠隔制御装置など上に述べた機器と組み合わせて使用するその他の機器；
- 直流電源装置；
- 電子楽器
- リズム発生器、単独で機能する調音発生器、調律器、その他これに類する電子楽器又は非電子楽器用の電子附属品。

防まつ電子機器に関して更に必要な要求事項については、**附属書A**に記載した。

1.2 (削除)

1.3 この規格は、次の値を超える定格電圧で使用する機器には適用しない。

- 三相電源用の機器の場合は、相間433 V (実効値)；
- その他の場合は、250 V (実効値)。

1.4 この規格は、安全に関する事項だけを取り扱っており、機器のその他の特性については関与していない (3. 参照)。

1.5 この規格は、アース又は特殊な絶縁手段を施して、十分な感電に対する保護をするような構造になっている機器に適用する。